

第7回 国立市介護保険運営協議会

平成28年12月16日（金）

【林会長】

こんばんは。それでは、定刻となりましたので、第7回国立市介護保険運営協議会を始めたいと思います。

会議次第に沿って進めてまいります。

まず、1番目は議事録の承認についてであります。前回、11月21日の第6回の運協ですが、議事録案がお手元についているかと思いますが、何かお気づきの点はございましたでしょうか。山路委員。

【山路委員】

1点だけ。ちょっと申しわけない。見ていて、とんでもない文字で化けているという話だったんですが。ちょっと待ってください。ちょっと探しますから、ほかの方。

【林会長】

ほかに何かお気づきの点、ございましたら。

【山路委員】

11ページの話で、山路委員が「いよいよパニックになりました（笑）」という真ん中のところで、「（笑）」と書いてあるんですが、これはパニックになりましたというより、新田先生の話がわかりにくくなったんじゃないですかということをしたのです。

だから、「いよいよパニックになりました」というのは、私は新田先生がパニックになったわけじゃなくて、話が余計わかりにくくなりましたねということ、いわゆる冗談めかして申し上げたというだけの話なので、これは削ってもらってもいいです。

【林会長】

そうですね。ということで、山路委員から、これは削除ということですので、この箇所は削除ということをお願いします。

ほかに何かございますでしょうか。

特にないようでしたら、今の1カ所を削除するということで、この議事録をお認めいただけますでしょうか。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

【林会長】

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

2番目は、介護保険条例改正と今後の計画策定についてであります。12月2日から5日まで、国立市議会が開催されましたが、その中で介護保険条例改正案が提出され、可決されました。介護保険条例の改正については、前回の協議会でも、事務局から、介護保険事業計画と高齢者保健福祉計画を一体のものとして策定していくための準備をしているという説明がありました。計画策定手法の整理に伴い、今後の地域福祉計画の策定委員会について説明していただきます。

それでは、事務局、お願いします。

【事務局】

それでは、お配りさせていただいております資料No.19から説明をさせていただきます。

今回、市議会に議案として提出いたしました介護保険条例の一部を改正する条例案というものが資料No.19になってございます。実は、介護保険運営協議会の委員につきま

しては、介護保険条例の中でうたっているところでございます。こちら、あわせてこの資料No.19の2ページに当たります新旧対照表というのもございますので、こちらもごらんになっていただければと思います。

この条例案の議案の説明のところ、介護保険法の規定に基づく国立市介護保険事業計画を、老人福祉法の規定に基づく国立市高齢者保健福祉計画と一体のものとして、国立市介護保険運営協議会で作成することにより、高齢者福祉の増進を図るため、条例の一部を改正するものであるというふうに説明をつけて議案を出させていただいております。前回の運協のときにもお話しさせていただきました、全体の福祉計画の中での介護保険事業計画と高齢者保健福祉計画というそれぞれの計画につきまして、どこが主体となって計画を策定していくのかという部分について一本化していきたいということで準備を進めているというふうに申し上げたんですが、今回、条例の改正という形で、介護保険運営協議会で高齢者保健福祉計画も一緒に策定していくという方向で整理をつけさせていただきます、今回の条例案を提出させていただいております。

介護保険条例の第16条というところが介護保険運営協議会の設置の趣旨が書いてある部分なんです、新旧対照表のほうで見ていただければ見やすいかと思うんですが、もともと右側の旧の条文では、法第117条、これは介護保険法というところがございますが、「介護保険法に規定する介護保険事業計画の策定及び評価並びに介護保険事業の運営、その他の介護保険に関する事項を審議するため、国立市介護保険運営協議会を設置する」というふうに従来の条例では規定しておりました。こちらに、新たに高齢者保健福祉計画を策定のための対象として入れてくるということで、新しい条文では、「法第117条の規定に基づく国立市介護保険事業計画及び老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画である国立市高齢者保健福祉計画の策定及び評価、介護保険事業の運営、その他の高齢者福祉に関する事項を審議するため、国立市介護保険運営協議会を設置する」というように改定させていただいたところがございます。

この改正につきましては、平成29年1月1日から施行するというふうに、下のほうに書いてございます附則を適用しまして、来年から、平成29年1月1日から条例が改正されるというところがございます。

こちらは、介護保険運営協議会にまつわる部分の条例改正というところがございますけれども、実際には、もともと高齢者保健福祉計画の策定を規定していた他の条例等もございますので、そちらの条例もあわせて変更する、改正するというようなことを行っておりまして、そちらにつきましては、配付させていただいております資料No.20、こちらをごらんいただければ、全体像がわかりやすく説明をさせていただきます。

資料のタイトルとしましては、「国立市介護保険条例の一部を改正する条例案、国立市地域保健福祉計画策定委員会条例の一部を改定する条例案及び国立市しょうがいしゃ計画策定委員会条例案について」というような資料名になっておりますが、これは、12月議会の定例会に向けた議会への説明資料をそのまま使わせていただいております。

1ページ目は、先ほど説明させていただいた介護保険条例の改正につきまして、なぜ改正をするのかといったようなところを説明させていただいております。この点につきましては、前回の運営協議会でも報告させていただいたとおり、法の趣旨にのっとり一体の計画として介護保険の事業計画と高齢者の保険福祉計画を一緒に策定していく場合に、開催頻度であるとか、事業計画の期間が法律で明確に規定されている介護事業計画と一体というところも含めると、介護保険運営協議会で策定評価していくほうが合理的かつよりよい計画づくりに取り組めるのではないかとということで、介護保険運営協議会での策定、評価という形で一体化の方向を考えたということが説明してござ

います。

1枚めくっていただきまして、2ページという表記のあるところ、こちらが国立市地域保健福祉計画策定委員会条例の一部改正についてというタイトルがついてございます。前回、少し説明させていただきました、福祉関連の計画を全体として統括する基本的な計画となる地域福祉計画という計画がございますが、そちらを策定しているのが国立市地域保健福祉計画策定委員会というところがございます。その策定委員会が所管していた高齢者保健福祉計画について、介護保険運営協議会に審議、策定事項を任すというところになりますので、当然、こちらの策定委員会の所管する部分が変わってくるというところになります、そちら側の条例も改正したというところがございます。基本的な計画部分と、ほかの計画部分との関連性を概念図で示しているようなところがございます。

そして、右側の3ページ目に表が出ているところがございますけれども、この基本的な計画を策定する策定委員会というところなのですが、名称も、最終的には改称されているところがございますけれども、その策定委員会の構成メンバーにつきまして、障害者の計画、それから高齢者保健福祉計画の部分と整合性を保つ、方向性がばらばらになってしまわないように工夫していくという趣旨から、それぞれの委員会から地域福祉計画を策定する策定委員会に兼任という形で、両方の運営協議会、あるいは策定委員会から地域福祉計画策定委員会に委員さんが兼任という形で参加していただくという形で、それぞれの計画の調整を行っていくという仕組みが表に示されています。

この3ページ目の下段でございます表の左端に、学識経験のある者3人以内とか、社会福祉法人の役員または職員3人以内であるとか、介護保険の被保険者の方1人以内であるとかいったようなことが、説明書きがあるんですけども、こちらは全体計画としての地域福祉計画を策定していく策定委員会、地域福祉計画策定委員会のそれぞれの分野からのメンバーの人数というところがございます。

一番上にあります学識経験のある者3人以内という学識経験者の枠のところ、地域福祉計画の策定委員会にもともと基本的にいらっしゃる方お1人、そして障害者の計画について策定していくしょうがいしゃ計画策定委員会の学識経験者の方お1人兼任で来ていただき、今、我々が行っている介護保険運営協議会からも、学識経験者の方をお1人、こちらの地域福祉計画の策定委員会に出していただくという形。社会福祉法人の役員、または職員という表現なんです、こちらは介護保険運営協議会でいますと、サービス事業者等の代表として出ている方をお1人兼務で。そして介護保険被保険者というのは、この地域福祉計画の中に高齢の、高齢といっても40歳以上という形で、介護保険の被保険者の立場から意見を言っていただいて介護保険運営協議会の中での議論を反映させていただく方としてお1人兼任という形で、こちらの基本的な福祉の計画である地域福祉計画策定委員会に兼任という形で出いただくという方を考えているという、そういった表でございます。まだこちらの人選のほうは決まっておきませんので、今後、今ご参加いただいている介護保険運営協議会の委員の皆様のうちから事務局のほうでお声がけをさせていただく予定でございますので、その際はよろしく願いいたします。

そして、1枚めくっていただきまして、4ページ目が「しょうがいしゃ計画策定委員会条例の制定について」とございます。従来、地域福祉計画の中には障害者計画も含まれておりまして、計画策定の際には、それぞれの分野の計画を部会のような形で検討を策定していくというような手法をとっていたんですが、高齢者保健福祉計画について介護保険運営協議会に計画自体の策定を渡すということになりましたので、しょうがいし

や計画につきましても、新たに策定委員会を設置し、条例を制定し、独立した形で計画を策定するというような形をとるといふところでの条例の新規の制定といふところを行ったところでございます。

そして、右側に、「各計画の策定スケジュールについて」といふところで、地域福祉計画としょうがいしゃ計画と高齢者保健福祉計画、この3つの計画を策定していくに当たってのスケジュールの概念図が示されております。およそ1年間にわたって、一応予定としては来年1月、来月といふことになるんですが、来月に各計画についての市長からの諮問といふものを行って、そして審議を行っていくといふ部分でございます。

ですので、概念としては高齢者保健福祉計画についての審議を行った翌月に、これを地域福祉計画といふ全体計画に持って行って、報告する、そして形づくっていくといふような手法をとるといふふうに書かれているんですが、介護保険運協の場合、もっと開催頻度を高くして介護保険事業計画に位置づけられている審議事項もやっぴいかなければいけませんので、審議の回数はこれよりは多くなろうかと思ひます。今後、兼任で地域福祉計画のほうとの両方の出席をお願いしていく委員の方には、負担はちょっと増えるかもしれませぬけれども、ぜひ事務局のほうからお声がけさせていただいたときは、できるだけ嫌な顔をしないようをお願いしたいかと思ひております。

そして、こちらの資料の最後のページ、6ページ目、各計画の相関図といふものを示させていただきます。こちらにつきましても、左端に改正前、改正後といふ文字が書いてあるんですが、それぞれ枠でくくった部分です。それが改正前と改正後といふ形で示されておまして、従来であれば、介護保険事業計画といふのは高齢者保健福祉計画と一体のものとして策定するといふふうにあったんですが、高齢者保健福祉計画自体が別の策定委員会で策定されていたと。前回、こちらの高齢者計画を、福祉計画を策定したときには、事務局が介護保険事業計画との内容のそごが生じないよふといふことで資料の提供等を行っていたといふところでございますが、これは改正後には福祉計画と事業計画、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を、介護保険運営協議会で一体のものとして策定していくといふふうな形になりますので、より関連づけた形で、お互いの分野での関連づけを行った形での事業等、施策等の検討が行っていくといふふうに変わっていくところでございます。

今回、この介護保険条例と、それから地域保健福祉計画策定委員会条例の改正、そして3つ目のしょうがいしゃ計画策定委員会条例の新規の制定といふ、3つの条例ごとの改正及び新設といふ議案を提出させていただきまして、先ごろ行われた議会で議決をいただいて可決されたといふところで、いずれも1月からの施行といふところで新しい仕組みづくりでの計画作成に取り組んでいくといふところでございます。

これに関連しまして、1つ、資料No.9といふのを本日机上配付させていただいております。これは、以前のこの介護保険運営協議会で、いろいろな会議体についてといふことで報告させていただいた資料でございますけれども、今回の条例改正を受けまして、介護保険運営協議会に担っていただく分野が、介護保険のみならず介護保険以外の福祉施策についても直接計画づくりに入ってくるといふところでございます。皆さん、介護保険運営協議会といふ名前自体が保険に特化しているよふな名称ですので、実は今回の条例改正に当たっても、事務局内部でも介護保険運協の名称等についても、もう少しほかの分野も入っているといふことがわかるよふな形で改正すべきなのではないかといふ意見もあったんですが、この資料No.9にございます在宅療養推進連絡協議会でありまふとか地域ケア会議、あるいは生活支援体制整備研究会といったよふな介護保険、あるいは高齢者の支援にかかわる会議体が複数ございます。こういったさまざまな会議体の

関係性は今のところきちんと整理づけられておりませんので、今後、こういったほかの会議体との関係性も含めた上で、介護保険運営協議会自体の構成であるとか運用の仕方であるとか、きちんと見直した形で、トータルとしてこういった会議体の名称であるとか仕組みであるというところを整備していきたいと考えておりますので、今回のところは1月の各計画の策定開始のための諮問、市長からの諮問というところに間に合わせるために、あくまで、過渡期ではあるんですけども、審議事項をバトンタッチしたというところでございますので、今後、この資料No.9に出ているような会議体の関係をきちんと整理して、介護保険運営協議会からより幅広い活動がわかりやすいような名称の変更であるとか運用の仕方というのを提案させていただきたいと考えております。

資料No.9の2枚目には、地域ケア体制についての概念図も示させていただいておりますが、あくまで高齢者支援のために実現していきたいという絵柄というのはこちらでございますので、これを実現するためのトータルの会議体としての役割であるとか機能というところを実現していきたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

雑駁ではございますけれども、説明は以上でございます。

【林会長】

ありがとうございました。

今の報告につきまして、何か質問等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議事を進めます。

3番目は、介護保険特別会計12月補正予算概要についてであります。介護保険特別会計の補正予算案が提出され、可決されました。その内容について、事務局より説明していただきます。事務局、お願いします。

【事務局】

それでは、資料No.21、平成28年度介護保険特別会計補正予算（第2号）案の概要という資料のほうをごらんください。ホチキスどめしてあるものです。

まず、1ページなんですけど、今回の12月で補正をさせていただきました補正額は3,743万1,000円でございます。補正後の予算規模としましては、1ページの下の部分になるんですけども、補正前の予算額53億3,156万2,000円でしたので、3,743万1,000円を加えまして、53億6,899万3,000円となりました。

内訳についてなんですけれども、ページをめくっていただきまして、歳出の3ページのほうからご説明させていただきます。今回、補正をした項目は大きく3つございまして、人件費に係るもの、介護給付費の中では高額介護サービス費、もう1つは地域支援事業費の中の生活支援コーディネーターに関するもの、大きく3つでございます。

まず、1の総務費のほうから順番にいかせていただきますと、職員手当等、こちら、介護保険特別会計の正規の職員なんですけれども、17名が所属している部分なんですけど、こちらが今回時間外手当等の執行見込みということで689万8,000円の増額をさせていただきました。また、賃金なんですけど、こちらは臨時職員賃金なんですけれども、正規職員2名がここで産休に入りまして、もともと当初予算としましては1名分の臨時職員賃金を計上してあったので、もう1人分ということで、約倍の金額、58万5,000円を計上しております。

高額介護サービス費は、自己負担額、2割負担の方がいらっしゃる関係で、執行見込みとして3,056万円計上いたしました。

また、5番目の地域支援事業費なんですけれども、こちらは包括的支援事業・任意事

業費ということで、給料、共済費、給料、職員手当等という、4段になっておりますが、総合相談事業費の科目に所属している職員が2名と、包括的継続的ケアマネジメント費に所属している職員が1名おまして、そちらの人件費の執行見込みということで計上させていただきます。

また、その下の嘱託員報酬、委託料の生活支援体制整備事業費につきましては、生活支援コーディネーターを当初予算では委託料で計上していたんですが、そちらを今後地域包括支援センターの嘱託員を雇用するというので、そちらの報酬に切りかえをさせていただきます。その関係で、嘱託員報酬を72万2,000円の増額、委託料のほうを290万円の減額をしております。

また、2ページのほうの歳入につきましては、こちらの歳出のサービス費等の金額に応じまして、財源充当の関係でそれぞれ国、都支払い基金、あと繰入金につきましては市からの繰入金、そして保険料を財源充当した金額を乗せてございます。

また、7番目の繰入金が一番下の低所得者保険料軽減繰入金過年度分なんですが、こちらは保険料の第一段階の方の保険料を軽減した分を、国が2分の1、都が4分の1、市が4分の1負担するものなんですが、こちらの27年度の金額が確定したことで、市の一般会計から入る繰入金が、追加分が生じたということで、こちら、1万4,000円の補正となっております。

補正予算の概要については以上です。

【林会長】

ありがとうございました。

補正予算の概要を説明していただきましたが、何か今の報告について、質問等ございませんでしょうか。これもよろしいでしょうか。

それでは、議題の4はその他でありまして、事務局より、議会に提出した参考資料の説明がでございます。資料No.22と資料No.23ですが、事務局のほうからお願いします。

【事務局】

それでは、配付させていただきました資料の資料No.22、東二丁目寄贈土地の活用について、それから資料No.23、富士見台二丁目遺贈土地及び建物の活用について、こちらを資料に沿って説明させていただきます。

まず最初に、資料No.22の東二丁目の寄贈土地というところから説明させていただきたいんですが、経緯といたしまして、ちょっと前になるんですけども、平成24年7月に、東二丁目にございます土地を所有者の方から国立市に対して寄贈していただいております。その寄贈の際に、寄贈していただいた方の希望として、高齢者福祉に利用してほしいということ、それから土地の転売はしないでほしいということ、そして高齢者が気軽に立ち寄れる場にしてほしいという希望がございました。

そこで、国立市といたしましては、介護保険事業計画の従前から整備を計画していました小規模多機能型居宅介護事業所という介護保険サービスを行う事業所を整備していきたいというふうに考えて、同時に、寄贈していただいた方の希望をなるべく尊重するというので、地域住民の方が交流できるような交流スペースというものを併設するという方針を、平成25年2月に決定いたしております。

その後、その土地について、ちょっと権利の確認というところを行っておりまして、多少時間がかかってしまったんですけども、その権利関係の確認の整理がついたのが今年度入ってからというところがございます、このたび、土地の活用ということに取り組むという方向になっております。

活用の方針といたしましては、小規模多機能居宅介護事業所の整備というのは、今ま

でも公募という形をとっております。今回も、その形をとりたいというふうに考えております。当該事業所の整備に当たっては、地域住民の交流スペースを併設することを公募の条件としていきたいというふうに考えております。その間に、交流スペースの運用の方法について、幾つか検討はしていたところなのですが、介護保険法自体が改正され、今現在、そういった地域の高齢の方が通える場所というところで、いわゆる新総合事業、介護予防・日常生活支援総合事業というのが平成27年度からスタートしているのですが、その制度を使って住民の方が通えるような事業に位置づけていきたいということを予定しております。

事業者の選定につきましては、地域密着型サービスに当たる小規模多機能型のサービスでございますので、従前から小規模多機能につきましては介護保険運営協議会でプレゼンテーションを行っていただいて、内定を出して、しかる後に施設等が整備された後に指定していくという手法をとっておりますので、従前どおりの手法をとりたいということで、選定を介護保険運営協議会にて行う予定であるというふうに記載しております。

公募の日程等の詳細は、今後に決定していくというふうな形になっております。

その下に略図がございまして、場所としては、東二丁目といいますのは大学通りの東側の、大学通りと桐朋学園の前を通っている、いわゆる桐朋通りと言われている通りの交差点の1本北側の道路に面している土地でございます。裏面には、小規模多機能型居宅介護事業所と、それから新総合事業における第一号通所事業というふうに書いてある、かよいの場というところですよ。そこの用語の説明を記載させていただいております。こちらにつきましては、現在、市長不在ということもありまして、新市長の決まった後に正式に意思の確認を行って取り組んでいくということございまして、現状、この資料に書いてあるところが全てでございます。

次に、資料No.23、富士見台二丁目遺贈土地及び建物の活用についてをごらんください。こちらは、今度は先ほどの土地については寄贈だったんですけど、こちらの土地及び建物は遺贈ということで、市民の方が亡くなった後に、遺言によって国立市に対して贈りたいというところで遺贈ということになっております。

市が遺贈を受けた国立市富士見台二丁目の土地建物、これは通常の一軒家でございます。亡くなった方が住んでいらっしゃったご自宅であります。その土地、建物につきましては、遺言状の中に、老人福祉を目的に使用してほしいということが記載されておまして、その遺贈者の意思を踏まえ、以下のとおり活用していくことを予定している。詳細については、今後決定していくものとするというふうでございます。

事業概要として、こちらの土地には、既に建物が、ご自宅があって、このご自宅を残してほしいということでの遺贈でございましたので、通常の方がお住まいの居宅、一軒家を活用するというところでございますので、気軽に立ち寄り、いつ行っても地域の人たちとゆっくりと話ができるなど、自由に過ごし、地域活動などができる居場所「誰でもふらっと立ち寄れる民家」という形に活用したいというふうに考えております。地域の高齢者を初めとして多世代の方々に広く開かれた居場所とし、利用者が固定したメンバーとならないよう、新たな利用者を積極的に受け入れる場所とする。

そして2番として、利用対象者、遺言では老人福祉を目的に使用してほしいということだったんですけども、高齢者に限らず、誰でも利用することが可能とするというふうに考えております。これは、立ち寄っていただく方が高齢の人だけですよというふうに狭くすることよりも、誰でも立ち寄れますよということで、多世代の方に、いろんな方に来ていただいたほうが高齢者の方でここに立ち寄っていただく方にとってもよからうということで、このように考えております。

そして3番目に、運営主体で、運営については、地域での活動をしている、または活動を予定している高齢者を中心とした地域住民等で組織された団体が行うものとする。この団体は運営主体というふうに言いかえさせていただきますけれども、運営主体には、みずから企画立案し、柔軟かつ機動的に事業を展開し、自主的に行動することを求めると。先ほど言いました、自由に過ごしていただけたら、地域活動などができる場所というところですので、1つのやり方に縛られずに柔軟に、あと機動的にといいますのは、直せるところはすぐに直していただけてということで、柔軟かつ機動的に事業を展開し、自主的に行動していただけるようなところを求めていきたいというふうに思っております。また、地域の実情に合わせた事業を、地域の高齢者、有償及び無償ボランティア等の地域資源を最大限活用して展開するものとする。

選定方法につきましては、公募によるものとする。

運営主体の選定については、介護保険運営協議会にて行っていきたいというふうに考えております。これは、裏面のほうにもここら辺のことが書いてありますけれども、そちらを見ていただければ説明がわかりやすいかと思いますが、ひとまずは裏面に進んでいただきまして、遺贈物件の貸与というところをごらんください。

公募により決定した運営主体については、遺贈物件を無償で貸し付けることを予定しております。ただし、無償貸し付けについては別途市議会の議決が必要となる。こちらにつきましては、地方自治法の規定にのっとり、財産の貸与につきまして、無償で貸し付けるような場合は市議会の議決が必要となるというところがございます。

貸与期間については3年間を予定ということでございます。始める開始時期につきましては、事業を安定的に実施していくために必要な期間や、介護保険法の改正や介護保険事業計画のサイクル等を勘案して決定するものとするかとあります。

先ほどの運協で選定するとか、ここら辺の事業計画のサイクルを勘案するというところが、何でこんなように書かれているかといいますと、7番目の運営費の補助というところをごらんください。運営費については、市は光熱水費など運営に要する経費の一部のみ補助を行うものとする。その次に、介護保険事業の介護予防・日常生活支援総合事業における、住民主体による支援（通所型サービスB）として補助を行うものとするかとございます。こちら、高齢者の方を初めとした方が、この場所に通っていただくということを想定いたしますので、いわゆる新総合事業という部分で補助を行っていきたくて考えておりますので、先ほど申し上げました介護保険法の範疇に入ってくるというところで、介護保険事業計画のサイクルと貸与期間を勘案していきたいであるとか、あるいは運営主体について介護保険運営協議会で選定を行っていただきたいというところを申し上げたところでございます。

8番目といたしまして、現地の略図というのがございます。こちら、富士見台二丁目できくら通りがございまして、NHK学園の裏手の道路、福祉開館がございまして、この福祉開館の並びに現地の当該一軒家がございまして、そちらのほうを略図で示させていただきます。

以上、雑駁ではございますけれども、高齢者支援課が所管する2つの不動産、財産につきまして、今、今後の活用方法について動き出そうかというところで準備がほぼ整ってきているような状況でございますので、ご報告させていただきました。

なお、先ほども少し申し上げましたが、現在、市長が不在でございますので、こういった財産にかかわる部分ですね、新市長が決まり次第、正式にどのように動くかという手はず、段取りを踏んでいきたいというふうに考えております。現状のところでは、こういった形で考えているというところでの報告でございます。

以上でございます。

【林会長】

ありがとうございました。

ということで、資料の説明をしていただきましたが、これについては市長が決まってからということですので、現時点ではこれ以上のことは。

【事務局】

そうですね。これ以上のことは、今のところはお答えできませんので、申しわけございません。

【林会長】

ということであります。よろしいでしょうか。

その他で事務局から何かございますか。

【事務局】

今回の運営協議会です。今年も今日が最終となりましたので、来年のこととなりますが、来月、1月は第3金曜日、20日に設定させていただいております。会場は、お隣の第3、第4会議室をとってございますので、また皆様には開催通知を事前に送らせていただきますので、またよろしく願いいたします。

【事務局】

すいません。一言二言補足させていただきます。

次回、1月20日につきましては、新市長からの運営協議会に対する諮問という事業計画の策定をお願いしますであるとか、高齢者保健福祉計画の策定について諮問いたしますというところで、国立市から介護保険運営協議会に対する投げかけというような手続事ではございますけれども、予定しておりますので、開催を確実にしたいと思っておりますので、もしご都合が悪くなりそうだとすることがございましたら、なるべく早めにご連絡をいただければと思っております。

以上でございます。

【林会長】

委員の皆様の方から、その他で何かございますか。

ないようでしたら、今日はこれで終わりたいと思います。今日は早いですが、どうもお疲れさまでした。

－終了－（19：50）